

■点検項目 14 関係（個人単位の期間制限）

派遣先は、派遣先の事業所等における組織単位ごとの業務について、3年を超える期間継続して同一の有期雇用の派遣労働者に係る労働者派遣の役務の提供を受けてはならないとされており（派遣法 40 の 3）、派遣元事業主としては、この期間制限に違反しないよう組織単位の派遣期間を的確に管理する必要があります（派遣法 35 の 3）。

なお、ここでいう「組織単位」とは、具体的には、課、グループ等の業務としての類似性や関連性がある組織であり、かつ、その組織の長が業務の配分や労務管理上の指揮監督権限を有するものであって、派遣先における組織の最小単位よりも一般に大きな単位が想定されますが、名称にとらわれることなく実態により判断されます。